

医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険、傷害総合保険

手をつなぐおたすけプラン

がんは日本人の2人に1人がかかると言われ、
罹患者数も年々増加しています！



障害のある方も
ない方も

がんと診断されたら…

抗がん剤治療も
補償！

何度でも※
一時金として

200万円

※2年に1回を限度とします

新規加入年齢満69歳まで

がん

G2プランの場合

保険料例	満年齢	0～24歳	25～29歳	30～34歳
月払保険料		390円	550円	970円

●保険金額200万円 ●保険期間1年 ●1名あたり ●団体割引10%
●本団体保険の保険料は「介護医療保険料控除」の対象となります。(令和7年5月現在)

6つのメリット

- ① 何度でも診断保険金をお支払いします。
(2年に1回を限度とします。※)
- ② がん手術保険金は、何回でもお支払いします。
(手術の種類によっては回数に制限があります。)
- ③ がん入院保険金は、1日目から入院日数無制限でお支払いします。
- ④ がん外来治療保険金は、入院を伴わない通院や往診だけの治療でもお支払いします。
(手術の種類によっては回数に制限があります。)
- ⑤ 上皮内がん、白血病もお支払いの対象です。
(減額することなくお支払いします。)
- ⑥ 先進医療等補償保険金は、がん以外の場合も補償対象となります。

補償内容

	保険金額		
	G1	G2	G3
がん診断保険金	100万円	200万円	300万円
がん入院保険金	1日につき 10,000円	1日につき 20,000円	1日につき 30,000円
がん手術保険金	1回につき 入院時：20万円 外来時：5万円 重大：40万円	1回につき 入院時：40万円 外来時：10万円 重大：80万円	1回につき 入院時：60万円 外来時：15万円 重大：120万円
がん外来治療保険金	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円
抗がん剤治療保険金	1カ月につき 10万円	1カ月につき 10万円	1カ月につき 10万円
先進医療等補償保険金	500万円	500万円	500万円

※ 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

保険料

●保険期間 1年 ●団体割引 10%

●手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、がん外来治療保険金支払限度日数変更特約セット

年齢区分 (満年齢)	月払保険料			年齢区分 (満年齢)	月払保険料		
	G1	G2 オススメ	G3		G1	G2 オススメ	G3
0歳～24歳	250円	390円	540円	40歳～44歳	1,520円	2,250円	2,980円
25歳～29歳	390円	550円	710円	45歳～49歳	2,470円	3,810円	5,150円
30歳～34歳	650円	970円	1,290円	50歳～54歳	3,610円	5,810円	8,020円
35歳～39歳	960円	1,430円	1,910円	55歳～59歳	5,130円	8,300円	11,470円

保険期間 令和7年10月1日午後4時 から 令和8年10月1日午後4時まで1年間

※中途加入は毎月受け付けております。

【傷害保険】と【個人賠償責任補償特約】を セットしたプランです。

告知不要！
年齢制限なし！

日ごろ

賠償事故の示談交渉サービス付 (日本国内のみ)

- 交通事故でケガをして入院した。



- 階段で転んでケガをして入院し、手術した。



- 自転車加害事故により第三者にケガをさせた。

(注)2023年
4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



- 買い物先で誤って商品を壊した。



- 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた。



補償内容

※日常生活でのケガも補償対象となります。

	保険金額
後遺障害 保険金	100万円
入 院 保険金	1日につき 1,000円
手 術 保険金	入院時： 1万円 外来時：5,000円
通 院 保険金	1日につき 450円
個人賠償責任 補償	1億円

保険料

●保険期間 1年 ●団体割引 10%

運転手やとび職など危険度の高い職業の場合、同一の補償でも保険料が高くなります。該当の場合は、全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所までお問い合わせください。

(職種級別A級)

- 「がん」に併せてご加入の場合
「日ごろ」のみ中途でご加入の場合

- 「日ごろ」のみ10月1日始期契約で
ご加入の場合

月払保険料

480円

型名

N12

一時払保険料

5,200円

N1

パンフレットはこちら

補償内容の詳細、加入方法、保険金請求方法を記載しています。



このチラシは概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

補償内容・加入手続きに関する相談窓口

【取扱代理店】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

TEL：03-5358-9274

FAX：03-5358-9275

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

受付時間：平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL：03-3349-5137 FAX：03-6388-0154

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

SJ25-04790(2025/07/23)

こどもに負担をかけることのないように

介護の備え、始めましょう。

手をつなぐ育成会の介護保険なら無理なく介護に備えられます。

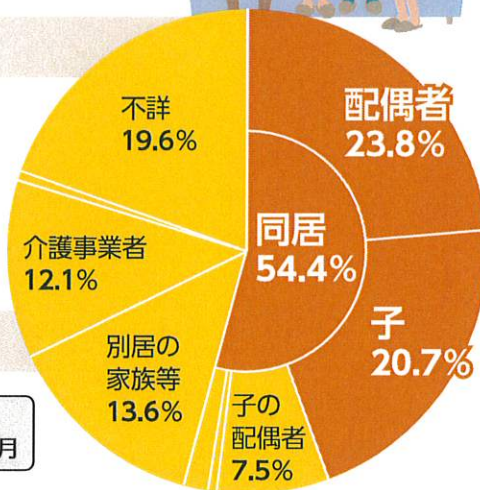


要介護者との続柄

1位 同居している配偶者

2位 同居している子

3位 同居している子の配偶者



介護にかかる平均費用

約**580**万円

初期費用約
74万円

月々の平均費用
約8.3万円×61か月

※過去3年間に介護経験がある人への調査

※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度を参考に作成

出典：厚生労働省

「国民生活基礎調査の概況」/2019年

介護が必要になることは誰にでも起こります。

要介護となった
主な原因 1位

認知症

2位
脳血管疾患
(脳卒中)

3位
骨折・転倒



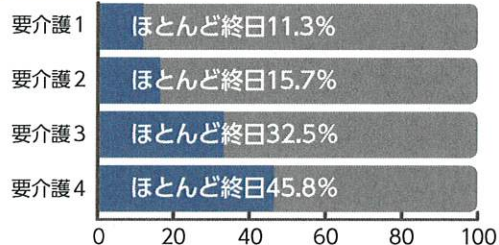
出典：厚生労働省 2019年 国民生活基礎調査の概況

もしご自身の生活で介護が必要になったら
こどもに負担をかけてしまう
ことは避けられません。



要介護2を超えると
同居者の日々の介護時間が
大きく上がります。

要介護度別の同居の主な介護時間



出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

公的介護保険で利用できる介護サービスでも
自己負担が必要です。

公的介護保険で利用できる介護サービスは決められていたり、自己負担額(1～3割)も必要となります。また、介護用住宅改造や介護用ベッドの購入など初期費用も必要になります。

こどもに負担をかけたくない！と思った今、備え始めましょう。

認知症に関する情報は
こちらから知ることができます



あたまの元気度チェックはこちら

※本チェックテストは、ひろかわクリニック院長広川慶裕先生の監修のもと株式会社エス・エム・エスが開発した認知機能の簡易チェックです。
※本チェックテストは認知症を診断するものではありません。また、チェック対象者の健康状態を保証するものではありません。



急な介護にかかる費用としてまとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

①入居時の初期費用^{※1}（介護保険対象外）

内 容	料 金
入居一時金	1,620,000円
保証金	129,600円
翌月分光熱費・居室費・ 管理費前払い	112,400円
合計(全額自己負担)①	1,862,000円

②介護保険からの給付と自己負担額(1か月分)

内 容	単 価	日 数	料 金
特定施設入居者 生活介護サービス費 ^{※2}	7,320円	30日	219,600円
医療機関連携加算 ^{※3}	—	月額	800円
サービスの利用合計金額			220,400円
介護保険からの給付(費用の9割)			▲198,360円
自己負担額(1割負担)②			22,040円

③その他、介護保険対象外の費用^{※1}（1か月分）

内 容	料 金
食費	55,000円
居室費	62,000円
光熱費	10,800円
その他管理費、日用品、 理容費等	56,000円
月額合計(全額自己負担)③	183,800円

自己負担額の目安

利用開始月の費用(①+②+③) **2,067,840円**
以後の月額費用(②+③) **205,840円**

*1：有料老人ホームとの契約により内容・費用は異なります(全額自己負担)。表の金額は一例です。

*2：特定施設入居者生活介護は「在宅サービス」ですが、支給限度額を当てはめずに、利用額の9割(所得が一定以上の第1号被保険者は8割～7割)が介護保険から給付される仕組みです。

*3：この他、施設によってサービス提供体制強化加算、認知症専門ケア加算などの種々の加算・減算があります。

手をつなぐおたすけプラン「介護」は、介護が必要になった時に
大切なこどもの負担を軽減するため**介護一時金**が受け取れます。
受け取られた介護一時金の使途に制限はありません。

介護一時金

300万円コース

公的介護保険の要介護2～5認定の場合^{*}にお支払い

団体契約で

10%割引

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

満55～59歳の場合

月払保険料

880円

満65～69歳の場合

月払保険料

2,610円

軽度認知障害(MCI)でも10万円お支払いします。

注意

本保険は、被保険者の年齢により保険料が変わります。また、40歳から満79歳までの方が新規加入いただけます。継続は、満89歳まで可能です。

(注1)保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の被保険者の満年齢によります。

(注2)ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

加入対象者

全国手をつなぐ育成会連合会の会員

被保険者

全国手をつなぐ育成会連合会の会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。

(新規加入の場合、満79歳(継続加入の場合は満89歳)までの方が対象となります。)

補償内容の詳細の資料やご加入にあたって必要な書類をご請求される場合は以下の請求用紙をFAXにて送付ください。もちろん、電話での請求も受付しております。
このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

TEL: 03-5358-9274

FAX: 03-5358-9275

受付時間：平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

SJ24-05055(2024/07/25)

手をつなぐおたすけプラン「介護」パンフレット・加入申込書請求用紙

支部名		フリガナ			
送付先住所	〒 -	お名前			
		電話番号	-	-	部数 部



親あるときの
万が一に備える



手をつなぐ おたすけプラン

(団体長期障害所得補償保険)

暮らし

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

補償1 団体長期障害所得補償保険

被保険者が病気やケガで働けなくなった時、収入をサポートします。

(被保険者：障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)

就業障害期間が長びくと、暮らしへの負担が増していきます。公的保険やお勤め先の福利厚生制度だけでは、長期休業時の補償は、十分とは限りません。さらに、一般的な生命保険や医療保険では、長期休業時の補償はありません。



保険の特長

1 病気やケガによる 就業障害をカバー

業務中、業務外を問わず、病気・ケガによる就業障害時の喪失所得の一部を補償します。

2 長期にわたる補償

就業障害発生時から65歳まで(A～Cプランの場合)の長期間で補償されます。

3 メンタル疾患も補償対象

気分障害(そう病・うつ病など)、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害が補償対象となります。(ただし保険金の支払いは最長で2年間となります。)

POINT

4 一部復職※の場合も補償

一部復職した場合でも、就業に支障があり就業障害発生直前と比べて20%超の所得喪失がある場合には保険金を支払います。



支払対象外期間中(90日間)はいかなる業務にも全く従事できない状態となりますが、対象期間が開始するとそれ以降は、営業職から離れて内勤業務(軽作業等)に変わり所得が一定額以上削減になった場合なども、支払対象となります。

※一部復職とは、業務に復帰できたものの依然として就業障害が残り、就業障害直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。

5 加入に際して、医師の審査は不要 健康状態を告知することで加入できます。

※健康状態によっては、加入できない場合や引受条件を制限しての加入となる場合があります。

※精神の障害(発達障害、知的障害を含む)、その他告知書に記載の病気により、過去2年以内に医師の治療・投薬を受けたことがある方はご加入いただけませんのでご注意ください。

保険期間 令和7年10月1日 午後4時 から 令和8年10月1日 午後4時(1年間)

※中途加入は毎月受け付けております。

補償2 葬祭費用等補償特約

被保険者がお亡くなりになった時、
残されたご家族を守るための
各種手続費用等を補償します。

(被保険者：障害のある方のご家族、ご本人を支える支援者、一定の所得のある障害のある方)



通算
300万円
限度

被保険者がお亡くなりになった際の以下の費用をお支払いします。

- 1 ご家族が負担する葬祭費用
- 2 ご家族が成年(未成年)後見制度を利用する際に負担する各種手続費用
- 3 法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する法律相談費用

保険料例 (支払期間 最長満65歳までのプラン) その他の年齢・プランの保険料はパンフレットに掲載しています。

年齢区分		所得補償金額(月額)					
		10万円		20万円		30万円	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
月払保険料	30～34歳	1,366円	1,100円	2,416円	2,030円	3,466円	2,960円
	40～44歳	2,553円	2,531円	4,483円	4,681円	6,413円	6,831円
	45～49歳	3,695円	3,664円	6,375円	6,734円	9,055円	9,804円

※葬祭費用等保険金額300万円(全プラン共通)

※支払対象外期間:90日間、特約:精神障害補償(2年間)・天災危険補償・葬祭費用等補償、団体割引10%適用

※同じ時期に募集する「手をつなぐおたすけプラン(介護・がん・日ごろ)(引受保険会社 損害保険ジャパン)」を含めたおたすけプランシリーズの加入人数が所定の人数に達しなかった場合、団体割引が変更(保険料が引き上げ)となることがあります。

○障害のある方ご本人が加入を希望する場合は必ず全国手をつなぐ育成会連合会東京事務所へお問い合わせください。

「手をつなぐおたすけプラン」暮らしの内容はこちらをご確認ください！

携帯電話・パソコンからご覧いただけます。

URL: zen-iku.jp/insurance



このチラシは概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

ご不明の点がありましたら下記取扱代理店または引受保険会社へお問い合わせください

〈取扱代理店〉

一般社団法人

全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

第三和幸ビル2F-C

TEL 03-5358-9274 FAX 03-5358-9275 担当:田邊

受付時間:平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

〈引受保険会社(幹事:引受割合60%)〉

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階

TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609 担当:中川

〈引受保険会社(非幹事:引受割合40%)〉

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5137 FAX.03-6388-0154 受付時間:平日の午前9時から午後5時まで

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>